
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 29 年 3 月 2 日
-No.186- 事務局：山口県消費生活センター

■洗濯表示が変わりました！ ■■■■■■■■

新しい「取扱い表示」は世界で共通に使用できるように、記号内には日本語などの文字はありません。
記号以外の参考情報については簡単な言葉で記号のそばに付記されている場合があります(付記用語)ので、必ずチェックしましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○国民生活センター 見守り新鮮情報

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen274.html

■SMSを用いて有料動画サイトの未払料金などの名目で金銭を支払わせようとする

「株式会社DMM.comをかたる事業者」に関する注意喚起！ ■■■■■■■■

消費者の携帯電話に「有料コンテンツ利用料金の支払確認が取れません。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します。」などと記載したSMSを送付し、そのSMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「今日中に支払えば訴訟手続きを取り下げます。」などと告げ、有料動画サイトの未払料金等の名目で金銭を支払わせようとする事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に多数寄せられています。

「DMMの未払料金を支払え」、「本日中に連絡がなければ訴訟に移行します。」というSMSは典型的な詐欺の手口です。絶対に連絡しないようにしましょう。また、コンビニでギフト券を購入してカード番号を連絡するよう指示されても絶対に応じないようにしましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費者被害防止に向けた注意喚起等

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/

■消費生活用製品の重大製品事故について ■■■■■■■■

温水洗浄便座を焼損する火災事故や、リコール対象製品〈デスクヒーター、電気ストーブ(カーボンヒーター)〉で火災等の事故が発生しています！

リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、お持ちの方は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2017.html

★高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい場合や、ご自身での対処が難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いします。

★リコール対象製品は、
消費者庁「リコール情報サイト」<http://www.recall.go.jp/>で確認できます★

